

Ⅲ 耕地・農作物の部

この部には、耕地面積及び農作物の生産量に関する統計の結果を収録しました。

1 耕地

- (1) 耕地面積は、母集団から抽出された標本単位区に対して7月15日現在で職員又は統計調査員が実測調査を行い、巡回・見積りによる現地確認及び関係機関からの情報収集等により補完し取りまとめました。
- (2) 耕地の定義及び基準は、次のとおりです。
 - ア 耕地：農作物の栽培を目的とする土地で、本地とけい畔を合わせたものをいいます。
 - イ 本地：直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいいます。
 - ウ けい畔：耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいいます。
 - エ 田：かんがい施設を有する耕地をいいます。ここでいう「かんがい設備」とは、たん水設備（けい畔など）とこれに所要の用水を供給する設備（用水源、用水路など）をいいます。
 - オ 畑：田以外の耕地で、普通畑、樹園地（果樹などの木本性作物を1a以上集团的に栽培する畑）と牧草地（牧草の栽培を専用とする畑）をいいます。
 - カ 拡張：耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態をいう。拡張は、荒廃農地、山林、原野等から開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。
 - キ かい廃：田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。
 - ク 荒廃農地：耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地をいう。

2 水稻、麦類、大豆・そば、工芸農作物、その他豆類、飼料作物及びかんしょ

- (1) 作付面積

水稻については「耕地面積調査」の実施と併せて実測調査を行い、巡回・見積りによる現地確認及び関係機関からの情報収集により補完し取りまとめました。

水稻以外の作物については、関係団体への往復郵送調査、巡回・見積り及び情報収集により取りまとめました。

なお、作付面積とは、非永年生作物をは種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいいます。
- (2) 収穫量

水稻については、標本実測調査、作況基準となるほ場の調査結果を基に取りまとめた10a当たり収量に前記の作付面積を乗じて取りまとめました。

その他の作物については、集出荷団体等や標本経営体に対する往復郵送調査結果等を基に取りまとめました。

なお、収穫量とは、収穫されたもののうち、一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいいます。
- (3) 年産区分

普通作物の年産区分は、作付け年のいかに問わず収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）とし、暦年をもって表します。したがって、作業又は販売などの都合により収穫が翌年へ持ち込まれても翌年扱いとはしません。

3 野菜、果樹、花き

調査品目ごとに集出荷団体・集出荷業者等及び標本経営体に対する往復郵送調査結果等を基に取りまとめました。

なお、ここでの表章項目の定義及び約束は、次のとおりです。

- (1) 作付面積とは、前記2(1)作付面積の項で説明したことのほか、温室、ハウスなど施設に作付けした場合は、作物の栽培に直接必要な作物間の通路などの空閑地を含めた利用面積をいいます。ただし、水だめ、ポンプ、ボイラーなどの施設の面積は含みません。したがって、温室・ハウス等の施設と施設の間の空閑地は作付面積としません。
- なお、アスパラガスの作付面積は、栽培面積のうち株養成期間でその年に収穫がない面積を除きました。
- (2) 栽培面積とは、集団、散在にかかわらず栽培された永年性作物（宿根性の多年生作物を含む。）の調査日現在の利用面積をいいます。
- (3) 結果樹面積とは、農家が当該年産の収穫を意図して結果させた（結果させる予定のものも含む。）栽培面積をいいます。
- (4) 収穫量とは、実際に収穫されたもののうち、一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいいますが、野菜の場合、収穫量の計量形態は出荷の形態と同一にしています。

(5) 野菜の季節区分と主たる出荷時期はつぎのとおりです。

ア	だいこん	春	4月～6月、夏	7月～9月、秋冬	10月～翌年3月
イ	にんじん	春夏	4月～7月、秋	8月～10月、冬	11月～翌年3月
ウ	はくさい	春	4月～6月、夏	7月～9月、秋冬	10月～翌年3月
エ	キャベツ	春	4月～6月、夏秋	7月～10月、冬	11月～翌年3月
オ	レタス	春	4月～5月、夏秋	6月～10月、冬	11月～翌年3月
カ	ねぎ	春	4月～6月、夏	7月～9月、秋冬	10月～翌年3月
キ	きゅうり	冬春	前年12月～6月、夏秋	7月～11月	
ク	トマト	冬春	前年12月～6月、夏秋	7月～11月	
ケ	ピーマン	冬春	前年11月～5月、夏秋	6月～10月	

(6) 花きの品目別作付（収穫）面積及び出荷量

集出荷団体、集出荷業者及び個人出荷農家等への郵送調査結果及び関係機関からの情報収集等を基に取りまとめました。

なお、収穫面積とは、球根類及び鉢もの類の作付面積のうち収穫・出荷した花きの利用面積をいいます。

4 水稲の被害

- (1) 被害面積とは、水稲に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した面積をいいます。取りまとめは被害種類別に行います。
- (2) 被害量とは、水稲の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した量をいいます。
- (3) 被害率は、被害量の平年収量に対する割合を百分比で表したもので、被害の深さを示す指標として用いられます。

5 農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率

- (1) 農作物の作付（栽培）延べ面積とは、作物の作付（又は栽培）面積の合計をいいます。したがって、年産区分を同一とする季節区分別野菜など同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積としています。
- (2) 耕地利用率とは、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合をいいます。
- (3) 本地利用率とは、本地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合をいいます。

6 生産者の米穀在庫等

この調査は、年間調査票は令和2年6月1日から令和3年5月31日までの期間、6月末在庫量調査票は令和3年6月30日を期日として、2015年農林業センサス（農業経営体調査）において把握した販売目的で水稲を10アール以上作付けた農業経営体を対象に標本調査で実施しました。

7 市町村別統計

市町村別の数値は、「作物統計調査」を実施する上で把握した、地域における集出荷団体等及び農家への郵送調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、北海道値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではありません。

野菜の市町村別統計は、指定野菜のうち野菜指定産地に含まれている市町村及びばれいしょについて表章しました。

指定野菜とは、消費量が多く重要な野菜として国が指定した品目で、だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマンの14品目です。